

第4回八女市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年4月7日(火)午後2時

2. 開催場所 立花市民センター

3. 出席農業委員(21名)

1 番 中村 輝義	2 番 大坪 知美子	3 番 服部 正文
4 番 牛島 孝之	6 番 池尻 律芳	7 番 平井 照也
8 番 塩塚 義治	9 番 樋口 重樹	10 番 高山 和典
11 番 國武 覚	12 番 溝田 耕一	13 番 仁田原 一太
14 番 八田 久男	16 番 大津 達喜	17 番 伊藤 正博
18 番 小川 哲郎	19 番 松本 敬介	21 番 原 義博
22 番 丸林 京市	23 番 堤 正義	24 番 月足 靖彦

4. 出席最適化推進委員(34名)

1 番 伊藤 正二	3 番 橋爪 寿賀夫	4 番 生武 光雄
5 番 樋口 祐二	6 番 中島 敏彦	7 番 角 秀次
8 番 馬場 一登	9 番 末石 敏和	10 番 平島 修
11 番 大隈 弘志	12 番 上村 洋治	13 番 中嶋 壽敏
14 番 松延 清隆	15 番 室園 千秋	17 番 仁田原 正一郎
18 番 栗原 武治	19 番 松尾 康則	21 番 中島 清隆
22 番 久木原 美成	23 番 馬渡 高人	24 番 古賀 則夫
25 番 浅田 文男	27 番 水本 敏明	28 番 野中 敏光
29 番 益本 秀明	31 番 中島 広伸	33 番 野田 和宏
34 番 平 和宣	36 番 野中 円三	37 番 大石 重信
39 番 松崎 保元	43 番 山口 史登	44 番 今村 嗣範
45 番 二田 俊秀		

5. 欠席委員 農業委員(3名)

15 番 田形 隆徳	20 番 井手 洋一	5 番 仁賀木 義文
------------	------------	------------

6. 欠席委員 最適化推進委員(11名)

2 番 池田 和本	16 番 延 和洋	20 番 溝田 正忠
26 番 田中 勝之	30 番 森 義則	32 番 東 正洋
35 番 野中 昭男	38 番 江上 富男	40 番 中村 善徳
41 番 栗原 英喜	42 番 栗原 嘉寿秀	

7. 議事日程

第1 会議の成立

第2 議事録署名委員の指名

第3 議案の上程

第4 議案の審議

- 議案第 13号 農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づく職員の任免について
- 議案第 14号 八女市農業振興地域整備計画の変更に係る意見照会について
- 報告第 7号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
- 議案第 15号 農地法第3条の規定による許可処分 of 取消願の処理について
- 議案第 16号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理について
- 報告第 8号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の取下願について
- 議案第 17号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の意見照会について
- 報告第 9号 農地改良行為の届出について
- 議案第 18号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について
- 議案第 19号 農地法第3条第1項にかかる標準処理期間の設定について
- 議案第 20号 令和8年度最適化活動の目標の設定等について

8. 農業委員会事務局職員

局長 石橋 武 局長補佐 信國 美保子 書記 中園 隆一 中村 篤士
黒木支所 平島 聡 原口 勝憲 立花支所 平 博治 西原 佑美 園田 将大
上陽支所 井手 幸紀 星野支所 川口 大喜 松内 寛人 矢部支所 大石 和宏

9. 会議の概要（発言の内容については、その要旨を記載しており、個人情報に関係すると思われる部分等については削除しています。）

議 長

皆様こんにちは。今日は本当に晴天日となりました。本当にお忙しい中ではあったとは思いますが、令和8年第4回農業委員会総会を開催しましたところ委員各位には大変お忙しい中にご参集くださいまして誠にありがとうございました。いよいよ4月も中旬近くになろうとしていますけれども、私たちの八女市でも新茶の季節が参ろうとしています。農業新聞では昨日、鹿児島の方で入札があったという報道がなされておりました。八女の方でも新茶の香りが漂う時期になって参りますので、皆様方にも今後農業従事に大変お忙しいとは思いますが、よろしくお願い申し上げます。それではただいまより農業委員会総会を開会いたします。

日程 第1・会議の成立

只今の出席委員の数は農業委員 21名、
農地利用最適化推進委員 34名であります。

事務局 議長	会議規則第 6 条の規定により、本日の会議は成立いたしました。 日程 第 2 ・議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は、会議規則第 1 6 条第 2 項の規定により、2 1 番 原 義博 委員、2 3 番 堤 正義 委員を本日の会議の議事録署名委員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので、そのように決定いたしました。 日程 第 3 ・議案の上程を行います。 案件の朗読を事務局よりお願いいたします。 (案件朗読) 事務局朗読のとおり報告 3 件・議案 8 件を一括議題といたします。 1 ページをお願いします。 議案第 1 3 号 農業委員会等に関する法律第 2 6 条第 3 項の規定に基づく職員の任免について事務局より説明をお願いします。 はい、資料の 1 ページから 2 ページをご覧くださいと思います。 す。今回につきましては 4 月 1 日付けの人事異動に伴うものです。 す。 なお、支所の職員につきましては市長の事務部局との併任辞令という事になっております。 事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
----------------------	--

農業振興課	異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 ここで議事を一時中断いたします。就任される方はご挨拶をお願いしたいと思います。 (職員挨拶) それでは議事を再開いたします。 議案第14号 八女市農業振興地域整備計画の変更に係る意見照会について農業振興課より説明をお願いします。 八女市より農業振興地域整備計画の変更について意見照会をさせて頂いておりますので、内容について説明いたします。 まず制度について簡単にではありますが概要を説明させていただきます。 この制度につきましては、優良な集団的農地を守るため、確保すべき農用地等の目標を設定し、今後10年以上にわたり、総合的に農業振興を図るため優良農地を確保・保全していくためのものです。 そのため、通常、農地に家を建てたりする場合には農業委員会に許可申請を行います。農振農用地となっている土地について は、その前段で農振農用地からの除外手続きが必要となっております。 また、逆に農振農用地になっている土地については、農業上の各種補助事業が受けられるため、農振農用地にするための編入手続きがございます。 なお、農振除外の手続きにつきましては ①農用地等以外に用途を供することが必要かつ適当であり、他の土地で代えることが困難なこと ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと ③農用地の集団化、農作業の効率化及び土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障がないこと ④担い手の農用地利用集積に支障を及ぼす恐れがないと認められること ⑤農用地区域内の土地改良施設の機能に支障がないこと
-------	--

議 長	⑥農業基盤整備事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過した土地であること 以上の6要件を満たしている必要があります。 八女市では6月1日～7月15日、12月1日～1月15日の年に2回の申請受付を行っており、今回は令和7年12月1日～令和8年1月15日に受付を行ったものを令和8年3月27日の農業振興地域整備促進協議会にて協議した案件のうち、編入4件、除外21件、用途区分の変更3件について意見照会を行うものです。 なお、この協議会には農業委員会からの選出で副会長のお二人と、各地区協議会代表として複数の農業委員の皆様が委員となって頂いており、今回の案件についてもご協議頂いております。 詳細については、議案書3ページから10ページのとおりです。 農業振興課より説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決にうつります。 農業委員会としては、農業振興地域除外について周辺の営農に影響がない事を要請し、申出のとおり適当であると答申することにいたしますが、これにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
事務局	異議がありませんので適当であると答申いたします。 それでは11ページをお願いします。 報告第7号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について説明をお願いします。
議 長	農地法第18条第6項の規定による通知の報告については9件です。総合計については、13ページをご確認ください。 解約のあった土地18筆のうち田14筆、畑10筆、合計面積32,906.56㎡です。 それぞれ合意解約で離作措置条件等はありません。添付書類も含め完備しておりましたので、会長専決により、書類を受理致しました。

農業委員 16番	説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありますので質疑に留め審議を終わります。 それでは14ページをお願いします。 議案第15号 農地法第3条の規定による許可処分の取消願の処理について農業委員16番説明をお願いします。
議長	ご説明いたします。こちらは令和7年12月9日付けで、所有権移転売買ということで農地法第3条の許可を受けてありました。しかし、許可後に都合により売買契約について破棄となったため、今回取消申請をされるものです。 説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。
推進委員 3番 議長	(異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理について番号1番の説明を最適化推進委員3番お願いします。 番号1番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。 地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。
推進委員 5番	(異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。

議 長 農業委員 1 1 番	続いて番号2番は八女市農業委員会会議規則第11条の議事参与の制限に抵触する事案でありますので、農業委員22番丸林委員は席をお下げください。それでは最適化推進委員5番説明をお願いします。 番号2番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。 地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長 農業委員 1 8 番	異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 22番丸林委員は席をお戻しくください。 続いて番号3番の説明を農業委員11番お願いします。 番号3番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。 地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号4番の説明を農業委員18番お願いします。 番号4番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。 地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。

推進委員 17番	ご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号5番の説明を最適化推進委員17番お願いします。
	番号5番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、譲り受け人の新規営農による所有権移転売買の申請です。譲り受け人は申請地に隣接する住宅に居住されており、自家消費分のレモンを作付けされます。
	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。
推進委員 19番	ご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号6番の説明を最適化推進委員19番お願いします。
農業委員 14番	番号6番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。
事務局	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。
	はい、八田委員。
	ここは先ほど解約の報告が出てましたよね。ここで一回解約して検討されてまた出されたのですか。
農業委員 14番	お答えいたします。借受人の方が本人さんの都合によりまして新たに〇〇さんの方に変えられるという事です。
議 長	(渡し人が〇〇さんよとの声あり)

推進委員 19番 議長	(借りてあったのを戻して新たに売ってあるとでしようの声あり) それなら合意解約は相手の都合ではなく、売買のためと書いてください。 よろしいですか。良いところに気づきました。 ほかにございますでしょうか。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
推進委員 10番 議長	異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号7番の説明を最適化推進委員19番お願いします。 番号7番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。 地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
推進委員	異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号8番の説明を最適化推進委員10番お願いします。 番号8番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の相手方の要望ということでの所有権移転贈与の申請です。 地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

37番 議長 農業委員 18番 議長	(異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号9番の説明を最適化推進委員37番お願いします。 番号9番についてご説明いたします。譲り渡し人の相手方の要望と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転贈与の申請です。 地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。
事務局 議長	(異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号10番の説明を農業委員18番お願いします。 番号10番についてご説明いたします。譲り渡し人の子への贈与と、譲り受け人の親より受贈による所有権移転贈与の申請です。 地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号11番の説明を事務局よりお願いします。 番号11番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転贈与の申請です。

推進委員 19番 議長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号12番の説明を最適化推進委員19番お願いしま す。 番号12番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小 と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転贈与の申請です。
推進委員 22番 議長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号13番の説明を最適化推進委員22番お願いしま す。 番号13番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止 と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転贈与の申請です。
推進委員 23番 議長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号14番の説明を最適化推進委員23番お願いしま す。

農業委員 1 番 議 長	番号 1 4 番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転贈与の申請です。 地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 1 5 番の説明を農業委員 1 番お願いします。
農業委員 1 7 番 議 長 推進委員 4 3 番 議 長	番号 1 5 番についてご説明いたします。譲り渡し人の子への贈与と、譲り受け人の親より受贈による所有権移転贈与の申請です。 地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 1 6 番の説明を農業委員 1 7 番お願いします。 番号 1 6 番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の新規営農による所有権移転贈与の申請です。 譲り受け人は子どもの頃より親類の農業の手伝いをされており農作業の経験はあります。今回ご自身で農地を取得され、自家消費分のサツマイモなど、比較的栽培しやすい野菜を作付けされる予定です。 地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。

農業委員 1 1 番 議 長 推進委員 3 4 番 議 長 農業委員 4 番	ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 1 7 番の説明を最適化推進委員 4 3 番お願いします。 す。 番号 1 7 番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転贈与の申請です。 地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 1 8 番と 1 9 番は関連がありますので、一括議題として行います。それでは農業委員 1 1 番説明をお願いします。 まず番号 1 8 番についてご説明いたします。 譲り渡し人と譲り受け人の自作地相互の交換ということでの所有権移転交換の申請です。 続きまして番号 1 9 番についてご説明いたします。 譲り渡し人と譲り受け人の自作地相互の交換ということでの所有権移転交換の申請です。 地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
---	---

事務局	異議がありませんので番号１８番と１９番は原案のとおり決定いたしました。 続いて番号２０番の説明を最適化推進委員３４番お願いします。
農業委員 ４番 議 長	番号２０番についてご説明いたします。譲り渡し人の子への貸付と、譲り受け人の親より受贈による１０年間の使用貸借権設定の申請です。 地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 はい、牛島委員どうぞ。 お聞きしたいんですが、使用貸借１０年とありますがこれは作物が変わるとか何かあるのですか。 使用貸借権設定で出してありますけれども、これは農業者年金が関係しておりまして、経営移譲年金を受給されてありまして再設定の手続きをしないと農地の移動ができないというところで今回１筆だけ申請させていただいております。
事務局 議 長	よければ備考欄に書いていただくと分かりやすいと思います。よろしくお願いします。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。
事務局	(異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 ２１ページをお願いします。 報告第８号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の取下願について説明をお願いします。

議 長 農業委員 7 番 事務局 農業委員 7 番 事務局	ご説明いたします。本案件は、令和 8 年 3 月の農業委員会において、賃借権設定の意見を求めておりました。しかし令和 8 年 3 月 7 日に渡し人本人が自作を行うという理由で渡し人、受け人の双方より取下書が提出されましたので報告いたします。 説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありますので、質疑に留め審議を終わります。 2 2 ページをお願いします。 議案第 1 7 号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の意見照会については、八女市農業委員会会議規則第 1 1 条の議事参与の制限に抵触する事案でありますので、農業委員 6 番池尻委員は席をお下げください。 それでは説明をお願いします。 ご説明いたします。本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 3 項の規定に基づき、八女市が作成した農用地利用集積等促進計画について、八女市長から本委員会に対して意見を求められているものでございます。 今回、福岡県農業振興推進機構が中間管理権を取得し、農業者等に所有権移転する件数は 1 1 件です。 番号 1 番、こちらを売買により所有権移転されるものです。 番号 2 番、こちらを売買により所有権移転されるものです。 番号 3 番、こちらを売買により所有権移転されるものです。 番号 4 番、こちらを売買により所有権移転されるものです。 番号 5 番、こちらを売買により所有権移転されるものです。 番号 6 番、こちらを売買により所有権移転されるものです。 番号 7 番、こちらを売買により所有権移転されるものです。 番号 8 番、こちらを売買により所有権移転されるものです。 番号 9 番、こちらを売買により所有権移転されるものです。 番号 1 0 番、こちらを売買により所有権移転されるものです。 番号 1 1 番、こちらを売買により所有権移転されるものです。 以上でございます。
--	---

事務局	説明が終わりました。質疑を行います。 はい、平井委員。
議 長	住所がほとんど同じなんですけれども、ここは一つの団地ですか。
農業委員 4 番	団地です。 この会社はどういった会社ですか。
農業委員 7 番	他市でイチゴの栽培をされている農地所有適格法人です。
議 長	今回お茶を栽培されたいという事で茶園団地を探してありまして、今回申請されました。
農業委員 7 番	(その会社にお茶を作る技術があるかどうかたいとの声あり)
事務局	現在はお茶を栽培されておりませんので、〇〇茶園の方達から技術を教わりながら新たに栽培されて行くそうです。
議 長	平井君いいですか。はい、牛島君。
農業委員 2 3 番	今、お茶の価格が非常に良いから、本当にしてくれんと困るけん、荒廃してもらったら困る。買いました、作りました、辞めましたじゃいけないからその辺しっかり指導をお願いします。
事務局	もう一つ。
議 長	はい、平井君。
農業委員 4 番	これだけの面積を購入して一つの団地化して、結局葉っぱをよ うら持っていく訳にはいかんやん。製造過程とかそういうのは 決まってるんですか。

事務局 議長 事務局 議長 事務局 議長 農業委員 9番	加工場は〇〇茶園の方達が主に持っていてある〇〇という所がありましてそこに持っていく予定です。 はい、堤委員。 受け人の〇〇さんはお菓子屋さんですか。 はい、お菓子屋さんの農業部門の会社が受け人である〇〇さんとなっております。 はい、牛島委員。 今言われたとおり、地元の加工場を使われるという事ですが、契約まできちっと出来るかまで行政として確認しとかんといかんですよ。 はい。 関連する質問はございますか。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 農業委員6番池尻委員は席をお戻しく下さい。 それでは25ページをお願いします。 報告第9号 農地改良行為の届出について説明をお願いします。 事務局より番号1番についてご説明いたします。申請地は棕谷浄水場より南東へ約150mの位置にある農地です。(議案書朗読) 申請人が花木を抜根した農地に、20cm盛土し、花木の作付をされる予定です。隣接農地の同意は得られておりま
---	---

推進委員 1 番 議 長 事務局 議 長 農業委員 7 番 議 長 農業委員 9 番 議 長	す。また、盛土規制法の対象外であることを確認しております。 説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありますので、質疑に留め審議を終わります。 26 ページをお願いします。 議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について番号1番の農地区分の説明をお願いします。 農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた農地であり、第3種農地と判断します。 続いて農業委員9番説明をお願いします。 番号1番についてご説明いたします。申請地は八女学院の北にある農地です。（議案書朗読）この土地を売買により譲り受けられて、部活動のトレーニングを行うための運動場用地として利用するための申請です。隣接農地の同意や水利の承諾は得られており問題はないと思います。 現地調査の報告を最適化推進委員1番お願いします。 3月26日に現地調査を行った結果、生活雑排水は発生せず、雨水については地下浸透および自然流下により排水されます。隣接農地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。 地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
--	---

事務局	異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号２番の農地区分の説明をお願いします。 農地の区分は、宅地の状況からみて市街化が見込まれる区域内にある農地であり、第２種農地と判断します。 続いて農業委員７番説明をお願いします。 番号２番についてご説明いたします。申請地は岩崎公民館の南西１９０ｍにある農地です。（議案書朗読）この土地を賃借権設定され、駐車場用地として利用するための申請です。 隣接農地の同意や水利の承諾は得られており問題はないと思います。 現地調査の報告を農業委員９番お願いします。
議長	３月２６日に現地調査を行った結果、生活雑排水は発生せず、雨水については地下浸透および自然流下により排水されます。 隣接農地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。 この案件は始末書が添えられているものでありますので、事務局から報告をお願いします。
事務局	本件は無届で着工し、転用されていたもので始末書添付のうえ、許可申請書の提出を受けております。 今回の無断転用につきましては、譲渡人である〇〇氏が農地法などの法令に対して理解をされていなかったことが原因でした。 〇〇氏より転用に至った経緯等を聞き取り、担当地区の農業委員及び農業委員会事務局からの指導や、農地法許可までの使用制限等の指導を行っております。 次に提出された始末書の要旨をご報告いたします。

議 長 農業委員 2 2 番	申請土地についてこの度農地法第 5 条の申請をしておりますが、農地法の許可の必要性を知らず駐車場用地として令和 4 年 6 月より使用していました。 本来なら転用許可を受け使用すべきでありましたが、農地法に対する認識不足によりこのような結果をまねいてしまいました。今後は、農地法を遵守しこのような違反行為をしないよう十分注意いたしますので、申請を許可くださいますようお願いいたしますとの内容でした。
議 長 農業委員 1 6 番	地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。
議 長 事務局 議 長	(異議なしの声あり) 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号 3 番の農地区分の説明をお願いします。 農地の区分は、おおむね 1 0 h a 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第 1 種農地と判断します。第 1 種農地は原則不許可ですが、既存の宅地施設敷地面積の 2 分の 1 を超えない施設拡張として転用するものですので、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。 続いて農業委員 2 2 番説明をお願いします。 番号 3 番についてご説明いたします。申請地はべんがら村の南 5 3 0 m にある農地です。(議案書朗読) この土地を贈与により農作物や自作製品の倉庫兼販売所用地として利用するための申請です。隣接農地の同意や水利の承諾は得られており、問題はないと思います。 現地調査の報告を農業委員 1 6 番お願いします。

事務局	3月26日に現地調査を行った結果、生活雑排水は発生せず、雨水については地下浸透および自然流下により排水されます。隣接農地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。 この案件も始末書が添えられているものでありますので、事務局から報告をお願いします。 本件は無届で着工し、宅地と一体利用して転用されていたもので、始末書添付のうえ許可申請書の提出を受けております。今回の無断転用につきましては、申請人である〇〇氏が農地法などの法令に対して理解をされていなかったことが原因でした。 〇〇氏より転用に至った経緯等を聞き取り、指導を行っております。
議長	次に提出された始末書の要旨をご報告いたします。 申請土地についてこの度農地法第5条の申請をしておりますが、農地法の許可の必要性を知らず宅地と一体にして利用してしまいました。本来なら、転用許可を受け使用すべきでありましたが、農地法に対する認識不足によりこのような結果をまねいてしまいました。今後は、農地法を遵守しこのような違反行為をしないよう十分注意いたしますので、申請を許可くださいますようお願いいたしますとの内容でした。
推進委員 36番	なお、申請地は令和7年1月に農振除外の届出を始末書添付のうえ行っており、令和7年10月に除外となっております。
議長	地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。
推進委員 29番	(異議なしの声あり) 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。

議 長	2件始末書が続いてしまいましたが、八女市の広報誌に農業委員会の方から違反転用についての情報は掲載しているそうですので、引き続きそういった違反転用をしていただかないように、市民の方々に周知していただく努力をするように今後も指導してまいります。 続いて番号4番の農地区分の説明をお願いします。
事務局	農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、住宅その他の申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものですので、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。 続いて最適化推進委員36番説明をお願いします。 番号4番についてご説明いたします。申請地は久下野公民館から西へ65mほど進んだところにある農地です。（議案書朗読） この土地を売買により取得され、ご自身が営まれる自動車整備工場の車両置場用地として使用するための申請です。 隣接農地の同意はあり、水利の承諾も得られております。
議 長	現地調査の報告を最適化推進委員29番お願いします。 3月25日に現地調査を行った結果、生活雑排水は発生しません。雨水については、地下浸透により排水される計画です。隣接地への影響等、特段問題はないと確認しております。 地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。
事務局	(異議なしの声あり)

異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。

27ページをお願いします。

議案第19号 農地法第3条第1項にかかる標準処理期間の設定について事務局より説明をお願いします。

行政手続法第6条において、行政庁は、申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間である標準処理期間を定めるよう努めることとされています。

八女市におきましては、農林水産省経営局長通知の農地法関係事務処理要領において、農業委員会が行う農地法第3条の許可事務については、標準的な事務処理期間を4週間とされていることから、それに併せて4週間に当たる28日を標準処理期間に設定したいとご提案するものでございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

説明が終わりました。質疑を行います。

質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。

議案第20号 令和8年度最適化活動の目標の設定について事務局より説明をお願いします。

令和8年度最適化活動の目標の設定等についてご説明いたします。

農業委員会は、その主たる任務である、①担い手への農地等の利用の集積・集約化、②遊休農地の発生防止・解消、③新規参入の促進など、農地等の利用の最適化を積極的に推進していくことが、何よりも重要です

そこで、農業委員会は毎年最適化活動の目標を設定することとなっております。

議 長	1 ページにつきましては、農業委員会の状況、体制農家・農地等の概要を掲載しておりますが、2020年の農業センサス等をもとに作成しておりますのでお目通しください。 2 ページをお願いします。 (1) 農地の集積につきまして、福岡県の基本方針が令和10年度までに集積率80%と示されており、その数値に合わせて八女市も設定をしております。また、今年度の新規集積目標につきましては、八女市農業委員会「農地等の利用の最適化に関する指針」に基づきまして76haと設定しております。 (2) 遊休農地の解消についてですが、現状には令和7年度の農地パトロールの状況を記載しております。 目標といたしましては、令和3年度を基準に設定することとなっておりますので、17haに対し5分の1で3.4haでございます。 次に黄色区分の解消につきましては、基盤整備が必要な農地については関係機関と連携し協議していくとしております。 新規発生遊休農地の解消については、昨年の実績に基づき設定しております。 (3) 新規参入の促進につきましては、目標といたしまして農地銀行出し手情報にて把握している面積を新規参入者へも公表していくとしております。 次に2最適化活動の活動目標についてです。 (1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標は月8日で設定しております。 これは、短時間でも1日ということで活動記録簿に記入をお願いいたします。 (2) 活動強化月間の設定目標は年4回、8月から10月にかけての農地パトロール月間、また3月には、状況調査の結果を取りまとめ、中間管理事業を活用し農地の貸借を行っていただけるよう促す予定です。 (3) 新規参入相談会への参加目標は1回1名で設定しております。 開催の時期が未定ですが、機会を捉えて参加したいということで考えております。
-----	---

	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 以上で議案の審議を全て終わります。 これをもって本日の会議を終了いたします。 お疲れさまでした。 (閉会宣言 1 5 時 2 5 分) 令和 8 年 4 月 7 日 議 長 月 足 靖 彦 2 1 番 原 義 博 2 3 番 堤 正 義
--	---